

児童虐待予防のための「個別支援スキルアップ研修Ⅰ」について

趣旨：厚生労働省が、次世代育成支援対策交付金事業として位置づけ、児童虐待の発生予防策として推進している「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」のあり方について理解し、事業実施についての基本的な考え方を学ぶ。

対象：「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」実務担当者

- ・市町村の児童福祉（児童相談員、保健師等）及び母子保健（保健師等）担当者
- ・市町村において、委託事業として実施している場合は、委託先の実務担当職員
- ・市町村の非常勤職員等として事業実施に従事している者
- ・保健福祉事務所保健師、児童相談所児童福祉司、保健師、児童相談員等
- ・その他の必要と認められる者

日時・会場：平成20年11月17日（月）10:00～16:30 横浜市開港記念会館 9号室

○プログラム

時 間	内容及び講師等
10:00～ 10:10～11:30	オリエンテーション 講義 子ども虐待を予防するための施策について ～「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を中心に～ 講師 厚生労働省雇用均等・家庭児童局総務課 相澤 孝予 氏
11:30～12:15	情報提供 平成20年度短期研修 「児童虐待防止研修」を受講して 平塚保健福祉事務所 保健師 横溝由佳 氏 相模原児童相談所 保健師 佐々木眞壽美 氏
12:15～13:15	休 憩
13:15～15:00	講義 「こんにちは赤ちゃん事業」及び「養育支援家庭訪問事業」を実施するための 基本的視点とその効果的な方法について 講師 国立保健医療科学院 保健師 中板育美 氏
15:00～15:15	休 憩
15:15～16:00	グループワーク 市町村で実施するための課題やガイドラインの活用方法
16:00～16:15	各グループでの発表
16:15～16:30	助言とまとめ 国立保健医療科学院 保健師 中板育美 氏

児童虐待予防のための「個別支援スキルアップ研修Ⅱ」について

趣旨：「こんにちは赤ちゃん事業」「養育支援家庭訪問事業」の効果的に実施にあたり、事例をと
おして、児童虐待予防のために保健と福祉の連携する必要性を共有し、それぞれの役割を具
体的に理解し、事例への支援活動につなげる。

対象：市町村の児童福祉（児童相談員、保健師等）及び母子保健（保健師等）担当者
保健福祉事務所保健師

日時・場所：①平成20年1月15日（月）14:00～16:30（小田原合同庁舎 2階 E会議室）
②平成21年1月26日（月）13:30～16:30（鎌倉保健福祉事務所 講堂）
③平成21年2月20日（金）13:30～16:30（厚木合同庁舎 4階 AB会議室）

プログラム

① ②は事例検証と講演

講演 テーマ「児童虐待予防のための関係機関の連携について」

講師 横須賀市児童相談所 副所長 高橋ゆきえ氏（保健師）

② 事例を使ったグループワークと講演

講演 テーマ「出産前後の支援をするために知っておきたい精神保健の知識と理解」

講師 防衛医科大学精神科医師 佐野信也氏

第78回 市町村職員を対象とするセミナー
「子どもの虐待防止の推進に向けた取組について」
主な事前の質問等に対する回答

「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」について

No.	質 問 等	回 答
1	生後4か月までの全戸訪問事業が創設される以前から出生児の全戸訪問を保健師が実施しているが、この訪問を乳児家庭全戸訪問事業と捉えて良いか。	乳児家庭全戸訪問事業（以下「全戸訪問事業」という。）の実施内容に照らし、それらを満たしていると判断された場合は、本事業を実施しているものとして差し支えない。
2	生後2か月児を対象とした集団健診を乳児家庭全戸訪問事業にかえて実施予定だが、当該事業として認められるか。	全戸訪問事業は改正児童福祉法第6条の2第4項において、1の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより行うものとされており、また、居宅において養育環境を把握することも事業の目的の一つであることから、集団健診は本事業に該当しない。
3	全戸訪問事業において要支援家庭の把握のための非専門職向けのアセスメントツールがあるか。	非専門職が訪問する場合には、訪問によって得た情報を基に、専門職を中心としたチームで支援の必要性を判断することとなるが、必要な情報が十分把握できていない場合には、さらなる情報収集を行うとともに、別途専門職による訪問を検討するなどの方策を講じることになると考えている。
4	ケース対応会議と要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会議との関係はどのようなものか。	ケース対応会議は、訪問後の支援の必要性、支援内容等について検討する場として、担当部署において組織的に行われる会議であるが、その中から、特に支援が必要と判断されたケースについては、養育支援訪問事業の中核機関（要保護児童対策地域協議会調整機関が中核機関となることが望ましいと考えている。）につなげていくこととなる。

No.	質 問 等	回 答
5	民生・児童委員が訪問している例はどのくらいあるのか。	本事業は、地域から幅広く人材を登用することとしており、民生・児童委員を活用することは差し支えない。なお、訪問者別の把握は現在のところしていない。
6	訪問対象者の里帰り出産先の市町村と住所地市町村とが連携した事業に関する全国的な合意形成が必要ではないか。	新生児訪問同様、市町村間の連携により実施が可能であれば取り組んでいただくことで、今後事業の普及と周知がさらに進むと考えている。
7	訪問は最低保護者との面接が必要か。	本事業においては、その居宅において様々な不安や悩みを聞くことも目的としており、保護者との面接を前提としている。
8	訪問を拒否する家庭への対応はどのようにすべきか。	円滑な訪問を行うためには、妊娠届や出生届の提出等の際に、全戸訪問事業の説明、訪問の予告又はその同意をとるなど、住民に対する全戸訪問事業の周知が重要であり、理解を求める努力を続けていくことが必要である。 それでも、訪問を拒否されるケースについては、ケース対応会議において、状況把握やその後の対応について検討されるものと考えている。
9	全戸訪問事業は母子保健担当部署が担当すると省令等で明文化できないか。	市町村の判断により適切な部署において実施されるものと考えている。なお、児童福祉担当部署と母子保健担当部署は緊密な連携をとる必要があると考えている。
10	継続的な財政支援を希望する。	平成19年度より、次世代育成支援対策交付金の交付対象事業としているところである。

「養育支援訪問事業について」

No.	質 問 等	回 答
11	現在の育児支援家庭訪問事業と法改正後の養育支援訪問事業の相違点はこういったことがあるか。	<p>法改正及び今回のガイドラインの主なポイントはしては、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村は事業を行うよう努めることとされたこと。 ② 対象家庭をより明確にしたこと。 ③ 対象家庭の類型別の目標を設定したこと。 ④ 訪問支援者への研修を明らかにしたこと。 ⑤ 第2種社会福祉事業としたこと。
12	現在保健師が行っている継続訪問指導は養育支援訪問事業となるか。	<p>養育支援訪問事業の実施内容に照らし、それらを満たしていると判断された場合は、本事業を実施しているものとして差し支えない。</p>
13	対象者の選択基準と支援を実施する期間はどのくらいか。	<p>対象者については、支援の必要性を判断するための一定の指標<項目例>などをもとに、総合的に判断されるものである。</p> <p>期間については、ガイドラインにおいて、中核機関において策定された計画に沿って実施するとともに、一定の期間を経てその効果を評価した上で、支援の終結や更新を検討するなどしているところである。</p>
14	特定妊婦の把握方法についてどのように行ったらよいか。	<p>特定妊婦の把握方法については、健康診査や保健指導等母子保健活動全般を通じて、また、地域の医療機関及び医療関係団体との連携を通じて把握することとしている。</p> <p>なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日付け雇児総発第0331003号）も参考とされたい。</p>
15	支援内容について、ヘルパーの活用はどれだけあるのか。	<p>本事業においては、専門的相談支援を基本に、対象家庭の状況に応じて、育児家事ヘルパーの派遣と組み合わせて実施することも必要と考えている。</p>

No.	質 問 等	回 答
16	家庭以外の場所での養育支援も認められるのか。(例えば保育所の手続や通院の際の同行など)	市町村において必要と判断される場合に、ご質問の内容のような支援を行うことも差し支えないが、ガイドライン「6. 中核機関の役割」に示すように期間、方法等の計画を策定して実施することが必要である。
17	養育支援訪問事業中核機関と要保護児童対策地域協議会調整機関との関係はどのようなものか。	中核機関と調整機関は同一が望ましいと考えている。また、別の機関であるときには十分な連携に努めることが必要である。

< 両事業共通 >

No.	質 問 等	回 答
18	乳児家庭全戸訪問事業及び養育家庭訪問事業について、実施をしなければならないのか。	改正後の児童福祉法21条の10の2第1項の規定により市町村は事業を行うよう努めることとされている。
19	事業の実施にあたって、個人情報の取り扱いについてはどういった規定があるのか。	訪問者の守秘義務や個人情報の取り扱いについては、研修等を通じて周知徹底すると同時に、委嘱等の際に誓約書を取り交わすことなどの措置を行っていただきたい。 なお、児童福祉法第21条の10の2第4項、第61条の3の規定により、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の業務に従事する者又は従事していた者に対して守秘義務が課せられており、これに違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることもある。このことについても、確実にすべての訪問者に対して周知されたい。
20	既に実施している事業についても、今後、都道府県からの指導を受けることになるのか。	平成21年4月には、新たに第2種社会福祉事業として取り扱われることとなる。

<要保護児童対策地域協議会について>

No.	質 問	回 答
21	調整機関に一定の職員の配置とは具体的にはどういう職員を配置すべきなのか。児童福祉司は必ず置かねばならないか。	<p>調整機関には、厚生労働省令で定める者を置くように努めなければならないこととなるが、具体的には、次のうちからいずれかの者を置くことを予定している。</p> <p>(1) 児童福祉司たる資格を有する者</p> <p>(2) 児童福祉司に準ずる者として次に掲げる者</p> <p>① 保健師</p> <p>② 助産師</p> <p>③ 看護師</p> <p>④ 保育士</p> <p>⑤ 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</p> <p>⑥ 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文・目次

○	第一条関係	一
○	第二条関係	二五
○	第三条関係	三一
○	第四条関係	三五
○	第五条関係	三八
○	附則	三九

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節〜第四節（略）</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の九）</p> <p>第六節 被措置児童等虐待の防止等（第三十三条の十一―第三十三条の十七）</p> <p>第七節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）</p> <p>第三章 事業、養育里親及び施設（第三十四条の三―第四十九条）</p> <p>第四章〜第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>②・③（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 福祉の保障</p> <p>第一節〜第四節（略）</p> <p>第五節 要保護児童の保護措置等（第二十五条―第三十三条の八）</p> <p>第六節 雑則（第三十四条・第三十四条の二）</p> <p>第三章 事業及び施設（第三十四条の三―第四十九条）</p> <p>第四章〜第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十七条第七項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて同項の措置を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>②・③（略）</p>

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に關し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条第一項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるものうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十

第六条の三 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。

第八条 第七項、第二十七条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七條第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

② (略)

③ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

④ (略)

⑦ 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七條第六項、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項

三、第三十三條の十五、第四十六條第四項並びに第五十九條第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

イホ (略)

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

イホ (略)

②・③ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一～三（略）

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導（保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一～三（略）

に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④（略）

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の七 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第二十五条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認められたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

四 (略)

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認め

一・二 (略)

三 (略)

② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 三 (略)

四 (略)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認め

たときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことが出来る者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三・四 (略)

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託

たときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児

し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

(削除)

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導（委託に係るものに限る。）の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型

施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

②⑥ (略)

⑦ 都道府県は、義務教育を終了した児童であつて、第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものについて、当該児童の自立を図るため、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、又は当該都道府県以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うことを委託する措置を採ることが出来る。

第三十条の二 都道府県知事は、里親及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条 (略)

② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託さ

児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

③ (略)

(削除)

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

⑤ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を採る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

れ、又は児童養護施設、知的障害児施設（国の設置する知的障害児施設を除く。）、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、同号の規定により国の設置する知的障害児施設に入所した児童についてはその者が社会生活に順応することができるようになるまで、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

③ (略)

④ 都道府県は、第二十七条第七項の措置を採つた児童については、満二十歳に達するまで、引き続きその者に援助を行い、又は同項に規定する委託を継続する措置を採ることができる。

⑤ 前各項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号、第二項若しくは第七項に規定する措置とみなす。

⑥ (略)

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項、第二項又は第七項の措置を採る権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

②・③ (略)

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

い。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二（四）（略）

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する処分又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十三条の六 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号及び第七項の措置 当該措置に係る児童の保護者

二（四）（略）

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号、第二項若しくは第七項の措置を解除する処分又は保育の実施等の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

書の提出を代わつて行うことができる。

③ 都道府県は、義務教育終了児童等が特別な事情により当該都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告を受けた児童について、必要があると認めるときは、その児童に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八（略）

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七（略）

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 (略)

第六節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の八 (略)

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、「都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。

③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十三条の十三 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上

知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第三十三条の十二第一項の規定による通告若しくは同条第三項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同条第三項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

第七節 雑則

第三十四条・第三十四条の二 (略)

第三章 事業、養育里親及び施設

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

第六節 雑則

第三十四条・第三十四条の二 (略)

第三章 事業及び施設

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業を行うことができる。

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業、小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号若しくは第三号又は第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により

② (略)

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

第三十四条の五 都道府県知事は、児童自立生活援助事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の六 相談支援事業又は児童自立生活援助事業を行う者は、第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号若しくは第七項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三十四条の八 (略)

乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業を行うことができる。

② 地域子育て支援拠点事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十二 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十三 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、一時預かり事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、一時預かり事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る乳児若しくは幼児の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十四 都道府県知事は、第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 都道府県知事は、養育里親について前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに養育里親名簿から抹消しなければならぬ。

第三十四条の十六 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(削除)

② (略)

第四十四条の三 第六条の二各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設(指定知的障害児施設等を除く。)の設置者は、児童、妊産婦その他これらの事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第四十七条 (略)

② 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

② 児童家庭支援センターは、厚生労働省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。

③ (略)

第四十七条 (略)

② 児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 一七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 一五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八 (略)

九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第四十八条 児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 一七の二 (略)

八・九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 一五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三及び第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ ⑩ (略)

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二十五条の五又は第二十七条の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 (略)

② 第五十条第五号、第六号、第六号の三、第七号及び第七号の二に規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第一号及び第二号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

③ ⑩ (略)

第六十一条の三 第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>第六条の二（略） ②～⑧（略） ⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。</p>	<p>第六条の二（略） ②～⑧（略）</p>
<p>第六条の三（略） ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p>	<p>第六条の三（略） ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</p>
<p>第八条（略） ②・③（略） ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。</p>	<p>第八条（略） ②・③（略） ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。</p>

（傍線部分は改正部分）

⑤(7) (略)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならぬ。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならぬ。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第三十二条 (略)

⑤(7) (略)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならぬ。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと(以下「保育の実施」という。)を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならぬ。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ (略)

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第三十四条の十四 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

③ 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の十五 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

第三十四条の十六 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② (略)

③ 市町村長は、保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができらる。

一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十七 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第三十四条の十八（第三十四条の二十）（略）

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童

第三十四条の十四（第三十四条の十六）（略）

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必

福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 一六 (略)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三 九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 一 二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五 七 (略)

八 家庭的保育事業の実施に要する費用

九 一 十 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二

、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第十号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市

要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 一六 (略)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三 九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 一 二 (略)

三 市町村の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

四 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用

五 七 (略)

八 一 九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで、第五号の二

、第六号の二及び第九号を除く。）及び第五十一条（第三号及び第五号から第九号までを除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条 (略)

② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第三号若しくは第四号に規定する保育費用を支弁した市

町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれら
の者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所
における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴
収することができる。

④～⑩ (略)

第五十六条の八 (略)

②～④ (略)

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定め
られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所
の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者
に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画
に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、
市町村長、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行
う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めるこ
とができる。

町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれら
の者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の
実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる
。

④～⑩ (略)

第五十六条の八 (略)

②～④ (略)

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定め
られた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所
の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を
実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画
に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、
市町村長、保育所の設置者、子育て支援事業を行う者その他の関係
者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p>
<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p>	<p>三（略）</p>
<p>四（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>三（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	

5 7 (略)	4 6 (略)
(都道府県行動計画) 第九条 (略)	(都道府県行動計画) 第九条 (略)
2 3 (略)	2 3 (略)
4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 5 7 (略)	4 6 (略)
(一般事業主行動計画の策定等) 第十二条 (略)	(一般事業主行動計画の策定等) 第十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。	3 (略)
4 (略)	3 (略)
5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。	4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。
6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。	4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。
(一般事業主行動計画の労働者への周知等) 第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。	

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づ

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十九条 (略)

2・3 (略)

6 | 措置の実施の状況を公表しなければならない。
(略)

(主務大臣等)

第二十二條 (略)

2 | 第九條第五項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 | 第七條第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

4 | (略)

(主務大臣)

第二十二條 (略)

2 | 第九條第四項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>第八条（市町村行動計画）（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8（略）</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>第八条（市町村行動計画）（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>（都道府県行動計画）</p> <p>第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における</p>

子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2・6 (略)

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2・3 (略)

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5・6 (略)

(委託募集の特例等)

子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2・6 (略)

7 (略)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2・3 (略)

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5・6 (略)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2
5
7 (略)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2
5
7 (略)

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三（略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを經營する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三（略）</p> <p>4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九～十六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市町村民税に関する用語の意義）</p> <p>第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第一項に規定する里親に委託された児童</p>	<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。</p> <p>九～十六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（市町村民税に関する用語の意義）</p> <p>第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三に規定する里親に委託された児童及び老</p>

及び老人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十三 (略)

二〇四 (略)

人福祉法第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。

九〇十三 (略)

二〇四 (略)

○ 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）（抄）
 （附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 児童福祉法の規定に基づき都道府県の委託を受けて行う当該委託に係る児童自立生活援助の実施の用</p> <p>ニ・ホ（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（無償貸付） 第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいずれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ・ニ（略）</p> <p>三（略）</p>

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）（抄）
 （附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業 二・三（略） 3 〵 13（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業 二・三（略） 3 〵 13（略）</p>

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）
 （附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給要件） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の三第一項</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>六・七（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（支給要件） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の三</u>に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>六・七（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三第一項（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二 四十八（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 三十三の二（略） 三十四 扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の三（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第十一条第一項第三号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第五十七條第一項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が三十八万円以下である者をいう。 三十四の二 四十八（略）</p>

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）
 （附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第二条関係） 一～二十の二十一（略） 二十の二十二 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百一十号） 二十一～三十三（略）	別表第一（第二条関係） 一～二十の二十一（略） 二十一～三十三（略）

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）
 （附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2～4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。</p>	<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2～4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）
 （附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合）にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第四項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十三条 （児童福祉法等の特例）</p> <p>2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の</p>	<p>（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合）にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。）の認定を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十三条 （児童福祉法等の特例）</p> <p>2 私立認定保育所に係る児童福祉法の規定の適用については、次の</p>

表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第四十六条の二 都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うこととの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うこととの委託	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十六条第八項	(略)	(略)
	本人又はその扶養義務者	私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者

3 (略)

4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、私立認定保育所における保育を行うことに係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が定める額を当該私立認定保育所に支払わ

表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第四十六条の二 都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育の実施の権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施等のための委託	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十六条第八項	(略)	(略)
	本人又はその扶養義務者	保育の実施に係る児童の保護者

3 (略)

4 私立認定保育所の保育費用（児童福祉法第五十条第六号の二に規定する保育費用をいう。以下同じ。）については、同法第五十六条第三項の規定は、適用しない。この場合において、第二項の規定により読み替えられた同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に係る児童の保護者は、保育料として当該私立認定保育所の設置者が

5
8 (略)
なければならない。

5
8 (略)
定める額を当該私立認定保育所に支払わなければならない。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う省令・告示の整備について
(乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、要保護対策地域協議会関係抜粋)

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

II 改正概要

(1) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係（平成21年4月1日施行）
【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②・③（略）

④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係（法第6条の2第4項関係）

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係（法第6条の2第5項関係）

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であって、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う事業をいう。

児童福祉法

第21条の10の2（略）

②（略）

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④（略）

<内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める者とする。

一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者

イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有していること

ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること

二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者

イ 一のイ及びロに該当する者であること

ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(2) 要保護児童対策地域協議会関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員